

議案第20号

財産を無償で譲渡すること（園芸試験場倉吉ほ場内バイオ テクノロジーセンター）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平井伸治

1 財産の内容

種類	所在地	数量
建物	管理棟（1棟） 倉吉市大谷茶屋字イザ原883番55	452.00 平方メートル
	花壇苗発芽棟 (1棟) 倉吉市大谷茶屋字イザ原883番40	58.50 平方メートル
	堆肥舎及び 資材置場（1棟） 倉吉市大谷茶屋字イザ原883番46	60.00 平方メートル
工作物	パイプハウス等 (9棟) 倉吉市大谷茶屋字イザ原883番39ほか3筆	1式
	電気設備及び 機械設備等 倉吉市大谷茶屋字イザ原883番39ほか4筆	1式

2 相手方

倉吉市越殿町1409番地

鳥取中央農業協同組合

3 理 由

県内農業者の広域的協同組織である鳥取中央農業協同組合が行うニンニク特産地づくりの取り組みを支援し、県産農産物の生産振興及び県内農業者の経営の安定に資するため、同組合に無償で譲渡しようとするものである。